

都市問題パンフレット

NO 13

東京市政調査會

東京市政調査會
理事

池

田

宏

公益企業の概念と其諸問題

公益企業の概念と其諸問題

池 田 宏



目次

- 第一 公益企業の概念
- 第二 我國法上に於ける公益企業
- 第三 我國に於ける公益企業の現在と其の將來の展望
- 第四 公益企業制度の現在と之が實證研究の必要
- 第五 公益企業の經營に關する東京市政調査會の質疑要項

第一 公益企業の概念

茲に公益企業といふのは之に依て謂はゞ、社會通念上公共の利益を爲るべき企業を指するもの一切を含ませたのである。されば米國法の所謂公共利益事業 (Public Utilities) 若は佛蘭西法の所謂特許事業 (Concession) と英吉利法の所謂都市企業 (Municipal Trading) 又は獨逸法の公企業 (Öffentl. Betrieb) 中、公經濟即租税に依る強制徴收を財源手段として經營せられざる主として私經濟上の企業原則を本體とするもの (Wirtschaftl.

Unternehmung)並所謂公私經濟の協同企業(Gemischte Wirtschaft, Unternehmung-G. W. U.)を含む概念であるに理解したい。私は既に此の用例を認めてゐる學者もある事を知つてゐるが、未だ此の概念は我國の學界並實際界に於てハッキリ一定してゐることは考へない。併かし何か、一定する様にありたいと思ふのである。人に依つては之に關して種々勝手な用語をしてゐるものの、夫れは皆之を證して見るに相當に推敲せられた結果である事を諒し、且つ其の理據も相當主張し得べき價值ある事をも認め得る。即ち斯界に於て權威ありて考へられてゐる方々の夙に提擧する所には、何人も敬意を拂ふべきを禁じ得ないのであるが、さうしても此の種の企業をして、健全なる發達を遂げ得しむる爲めには先づ以て此の概念をハッキリさせなければならぬと思ふ。

第一に、凡そ社會通念に於て公共福祉の爲めに必要であり且つ望ましい役目(Service)を社會に提供してゐる事業は、孰れの國でも、種々雑多の用に互りて澤山に經營せられてゐるが其の提供する役目は社會公共の利益に關するの故を以て、必ず何等かの形に於て之が企畫經營を、公けの統制に従はしめてゐる。そして之を統制する指導原理としては、此等の事業が、一般に妥當適切なりとする社會的職能を充たし得べき公正適實なる保障を確立して、之を維持するに努むるに在る。然るに之を克くするには、常に當該事業をして社會的職能を充實するに適し得べからしむる様企業者に相當の手段を保障して、何等かの特權を賦與するに同時に、此事業の經營に對しては特に社會的役目を提供するの義務を負擔せしめて且つ必ず之を公けの監督に従はしめてゐるが、此の統制が、果して能く社會通念上維持せられつゝありや、又其の與へられたる特權を、課せられつゝある義務とは、能

く對當の關係に在りや、且之が監督は當該企業をして社會的職能を満たさしむるに備ふるに缺くる所なきやの吟味が常に満足される様にしなければならぬ。夫れには、先づ以て立論の對策たる事物を統一してかゝらなければならぬ。若し概念を明確にして彼此混淆紛亂せしめざるの用意に缺けてゐたならば、決論の歸一を見ざるに至るであらう事は、いふまでもない。

第二に、社會通念上公共利益の爲めに必要であり且つ望ましい役目を社會に提供するものと思惟されてゐる事業は、現に公私兩面の經濟行爲として營まれてゐる。其の私經濟方面の行爲として營まれてゐるものに付ては、其の商行爲を業とするものに對しては、商法の規定に依らしめ、其の他公益を目的とするものに對しては、民法公益法人の規定に従はしめてゐる。其の公經濟方面の行爲として營まらるべきものに付ては、一般に國の專業(Regalien)として國法の規定に依つて執行するか、公企業(Municipal Ownership)として地方制度の運用に依り公共事務なりとして執行せしめてゐる。就中國及公共團體の經營するものに在りては、其の職能上公共目的の爲めにする公共財政に依る公共事務なりとせられてゐるものを、多分に含むてゐるが、此等は、孰れも獨逸學者の所謂營造物(Öffentl. Anstalten)行政の範疇に入るべきもので、假令夫れが公營せられて居ても其の經營上の理念に於て私人が私經濟に於て營みつゝあるものと區別するの理由なしとする企業とは、明らかに混同すべからざるものと思ふ。即ち私は營造物行政と公企業行政とは、對立せしむべき概念であると思ふが、之と同時に公企業行政の對象たる企業と經營上の理念を共通するものと看做すべきものは、假令夫れが私人の經營にかゝるに雖も、同一概念に屬すべきものであつて、偶々此の二者が、企業者の公私其の地位を異にするが爲めに公私

其の準據法系を異にするの理由に依りて、之を強めて區別すべき筋合でなからうと思ふ。公私法兩面に互りて公私の經濟に依りて行はれつゝある事業中、社會見解上所謂經營上の理念を共通にするものは、獨り事業其の者が形態上に於て、其の有形設備ミ、之が經營方法を同じくする計りではない。既に其の起業目的に於て一致し且つ又其の起業目論見（事業計畫）に於ても共通してゐる。唯其の異なるは、一は成法上公共目的に對して責に任ずるを本來の使命とするのみならず、之が遂行に任ずるを以て唯一の存在の理由とするが爲め、公法に依りて規律せらるゝに反し、他は本來斯くの如き使命を目的として之が遂行に任ずるを以て存在の理由とせざるが故に私法に依りて規律せらるゝの一點に存するのみである。然るに公私兩方面に於ける此種の經濟活動をして社會通念上に於て結合せしむるものは、實に企業概念（Wirtschaftl. Unternehmung）である。

第三に、所謂企業の公營せらるべきものに在りては、企業經營主體の公法人たる關係上、之に關する國法の統制に従ふべき事は別として、其の公營し得べき狀態に置かるゝ以上は、一應其の當さに公共目的乃至社會的職能を充たすに在るべき事は、觀念上の要求ミ見得る。是公共團體の存在が、公共事務の處理を以て終始すべきものとしてゐる以上一般に是認せらるべき事ミ謂はねばならぬ。然るに企業にして私人の手に依りて經營せらるゝものに在りては、一般に自由なるを原則としてゐる。其の公共性は、之を無條件には何人に對しても強制する事は出来ない。企業に對する公共性の認定は、獨り出願即ち企業者が國法の定むる所に従ふ事は素より、苟も企業の經營に關し權限ある者との間に於ける協定又は其の指定條件を遵守履行するの企業意思を表示するに依て與へられるものである。然るに一般に公共目的を充たすべき事を社會通念上の要件とする企業に對しては、其の經營主體

の公私の別なく、依據すべきの準據法を定めて其の社會一般が、此企業に對して期待すべき公共利益の保全に關する規定を爲し、企業意思ある者をして之に據りて經營の任に當らしめてゐるのであつて、此の種の企業統制に關する限りは、原則として企業者の公私の別を問はないのである。

以上の三點から、私は社會通念上公共の利益ミ爲るべきものとしてゐる公私の企業を總括して公益企業なる概念に包含せしめんとするのである。

第二 我國法上に於ける公益企業

(一) 公益事業 公益企業は、第一に公益事業として國法上普通一般の私經濟事業に對し、特別の地位を有するものとせられ、特に土地收用法上の特權を賦與せらるゝと共に、各種の特別法上に於ても種々の特權を賦與せられ、勞働爭議の調停等に於ても殊遇せられてゐる。

抑々民法其他我公私兩方面の國法上の用例として時に「公益」若は「公益事業」の成語を見出す事はあるが、其の内容は明かにせられてゐないから結局此の概念の中心たる公益の觀念は我が憲法に遡らなければならぬ。

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

こは我國憲法に冠せられたる「前文」勅諭の一節であるが、此の“Declaration of Rights”に相當する「宣言」に基き、憲法第二十七條は、日本臣民は其の所有權を侵さるゝ事なき旨を定め、「公益」の爲必要な處分は法律

の定むる所に依るゝしてゐるから、其の所謂「公益」の何たるかは、憲法に準由せる法律の定むる所より抽出して、之が概念を明らかにする事が出来るのである。然るに此の概念は、第一に土地收用法(明治三十三年三月法律第三十九號)の規定に依りて明らかにせられてゐる。即ち同法は、「公共の利益を爲るべき事業」の爲之に要する土地を收用又は使用するの必要あるときは、其の土地は同法の規定に依りて之を收用又は使用することを得(第一條)、其の第二條に於て、其の土地收用法に依る事を得る事業を左の五種に要約列挙して之を具體的に法定してゐる。

一、國防其他軍事に關する事業

二、皇室陵墓の營建又は神社若しくは官公署の建設に關する事業

三、社會事業又は教育若しくは學藝に關する事業

四、鐵道、軌道、索道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用惡水路、溜池、鰐渠、港灣、埠頭、水道、下水、市場、電氣裝置、瓦斯裝置、又は火葬場に關する事業

五、衛生、測候、航路標識、防風、防火、水害豫防其他公共の目的を以て國道府縣市町村其他公共團體に於て施設する事業

〔朝鮮に在りては、右第三號中の「社會事業」とあるを「慈善」とし、又第五號中「公共の目的」とあるを「公用の目的」とし、特に第六號として「一の場所に於て一年三萬五千噸以上の製銑能力及一年三萬五千瓩以上の製鋼能力を有する設備を以て營む製銑事業」の一目を加へ、(明治四十四年四月制令第三號土地收用令第二條)臺灣及關東州に在りては、土地を收用又は使用することを得る公共の利益と爲るべき事業は、臺灣總督又は關東長官之を指定する事になつてゐる(明治三十四年十一月律令第二號臺灣土地收用規則第六條、大正十五年一月勅令第二號關東州土地收用令第三條)。

蓋し我國法上「公益」なる概念は公共の利益を爲るべき事業を定めたる右土地收用法を通じて既に社會通念に爲つたを見る事が出来るし、又此の法制に依りて公益事業の我國法上に於ける地位を知らしむるのである。

然るに其の所謂「公益事業」即ち「公共利益事業」中、前掲第一號、第二號及第五號の事業は、主として國又

は公共團體の施設する所であるが、第三號及第四號(朝鮮に在りては第六號も)の事業は公私兩方面の施設に互つてゐる。即ち此の後者の中には、國又は公共團體の本來の存在目的に屬する事業即ち純然たる公法領域の行政行為を以てすべきものを多分に含むのであるが、同時に國法の許容に依り國法の規律する所に從ひて活動すべき公私各般の經濟行為をも幾多含むのである。我國法上此の兩者の區別ある事は、勞働爭議調停法(大正十五年四月法律第五十七號)の認むる所であるが、此の規定を通じて、亦公益事業の我國法上の地位を明らかにすることが出来るのである。

勞働爭議調停法は、一般に勞働爭議の調停を目的として制定せられたものであるが、其の定むる所は、偶々我國の社會通念上に於ける公益事業概念の何たるかを反映せしむるに足らしむるものがある。即ち同法は、我國法上、社會公共の利益の爲めに一日も缺くべからざる役目を果すべき事を社會通念上の要件としてゐる公益事業に付ては、社會見解上、其の私經濟に於て營まるゝものなるを、公經濟に於て行はるゝものなるを問はず、公企業及一般私企業中特別の利益を有するものとして、之に就ては勞働爭議發生したるときは、爭議當事者の申出に俟つ事なく、行政官廳に於て自ら進んで與へられたる職權に依り、調停委員會を開設し得べからしめ、且つかゝる事業の種類範圍を法定してゐるの點に於て極めて概括的ではあるが、明確に、大體の規模を傳へてゐる(第一條)。今其の規定する所に依れば、我國に於ける公私の事業中公共利益に關する重要事業と目すべきものは、

一、蒸氣、電氣其他の動力を使用する鐵道、軌道又は船舶に依り公衆の需要に應ずる運輸事業

二、公衆の用に供する郵便電信又は電話の事業

三、公衆の需要に應ずる水道、電氣又は瓦斯供給の事業

四、第一號乃至第三號の事業に電氣を供給する事業にして其の休止が第一號乃至第三號の事業の進行を著しく阻害するもの

五、その他公衆の日常生活に直接關係ある事業にして勅令を以て定むるもの

の五種である。右の中から第二號は、既に國の專業に屬するものであり、第五號の事業は、夫れ自ら公私兩面に關係あるべき事業を示してゐる。尤も此の第五號に依る勅令は、まだ發布せられてゐないから一學究の忖度する所でないけれども、本法の機構から考へるに、恐らく灌漑排水の爲めにするポンプ工場、下水處分工場、街路又は下水道の維持修繕清掃及照明、汚物掃除、及仲仕等の業務並貯蓄銀行、中央卸賣市場、屠場、病院、社會事業の諸施設、火葬場等の事業が、必要に應じて順次指定せられる事爲るのであらう。果して然らば此の法系中にも、土地收用に關する法制に於けると同様に、區別すべき二個の概念が、公共の利益といふ一般概念に依りて總括せられてゐるものと見る事が出来る。然るに此等公益事業概念中、國又は公共團體が、其の本來の職分に於て純然たる公法目的の爲めに終始するものと對立してゐる概念こそは、即ち、企業概念である。

(各種特別法上からも、公益事業の國法上の地位を範納しなければならぬが、此の稿に於ては一切之に觸れない)

(二) 公益企業 所謂公益企業をして、公益事業中の一概念として成立せしむべき企業概念としては、經營主體の収益目的を必要とする。少くも之が經營主體に於て業務の執行に依り一定の収益を得むとする意思あることを要素としてゐる。然るに此の要素は、自治制の運用に依りて營まれつゝある所謂一切の公營事業を通じて具有するものではない。否公營事業中には之を缺くものが少くない。前掲土地收用法第二條第三號及第四號並勞働爭議調停法第一條第五號に依り指定せらるべく豫期せらるゝが如き事業中には此の種のものが多い。此の事が、又公益企業なるものをして、我國法上に於ける特別の地位を造らしめてゐるのである。

一般に之を謂へば、社會の通念が、強制徴收に依る公費に依りて施設すべきものとしてゐる事業、例へば一般公衆の交通の用に供すべきものとする街路、橋梁又は河川、港灣に關する諸施設、一般衛生保健の爲めに施設すべきものとする下水道、汚物掃除、屠場、火葬場等の事業、文化目的の爲に施設する教育若は學藝上の諸施設、社會政策上の目的を達するが爲め、施設すべきものとしてある病院、託兒場、公設市場、同質屋等幾多の社會事業施設の類は第一に、企業概念に入らぬ。第二に利害關係者の特定し得べき性質のもの、例へば灌漑、排水、溜池、上屋、倉庫、船渠、埠頭、繫船岸壁、浮標、物揚場等の事業の類に至りては利用者の特定せる爲め、觀念上一般性を沮却するに至るものである。

無論此等の事業中には、一定の料金を徴收し、中には特に商行為すら營むものすらあり、其の形態は一部企業の外觀を呈するものもあつて、公益企業に準じて取扱ふを可なりとする事もあらうが、孰れも皆上述企業としての要素を缺くものなるが故に此等は皆夫々の行政目的に依て規律せらるべきもので、所謂公益企業概念中には入るまい。

尤も茲に注意すべきは、我國では夙に明治四年十二月太政官布告第六百四十八號の存する事である。此の布告には、

治水修路ノ儀ハ地方ノ要務ニシテ物產蕃盛庶民殷富ノ基本ニ付府縣管下ニ於テ有志ノ者共自費或ハ會社ヲ結ヒ水行ヲ疏シ險路ヲ開キ橋梁ヲ架スル等諸般運輸ノ便利ヲ興シ候者ハ落成ノ上工費ノ多寡ニ應ジ年限ヲ定メ税金取立方被差許候間地方官ニ於テ此旨相心得右等ノ儀願出候者有之節ハ其地ノ民情ヲ詳察シ利害得失ヲ考ヘ入費税金ノ制限等篤ト取調大體省ヘ可申出事但本文ノ趣管内無洩

可相違事

にある。謂はゞかの英國に於ける數日の Turnpike road 又は今日に於ける諸國の自動車専用道路若は特に米國の巨大都市に於ける自動車専用橋梁並其の共用車庫の如き類を略ぼ其の規模を一にしてゐるものを見る事が出来る。

此の布告は、後に至り通牒(明治十七年九月第四百六十六號土木局長通牒、道路橋)に依り、一般に道路橋梁港灣渡津等の新設又は修築に適用せらるる旨を明らかにせられしが、幾何もなく、一面市制、町村制の發布を見て、公共事務の概念に吸収せらるゝと共に、他面、軌道條例(明治二十三年八月、法律第七十一號)、河川法(明治二十九年法、法律第七十一號)、運河法(大正二年四月、法律第十六號)、都市計畫法(大正八年四月法、法律第三十六號)、地方鐵道法(大正八年四月法、法律第五十二號)、道路法(大正八年四月法、法律第五十八號)等の相踵ぎて制定せられたるに依り、概ね此等の法規中に吸収せられたり雖も、尙其の所謂運輸企業に屬するものは、法律の規定なき以上は、我國法上の準據規定たるを失はない事になつてゐる。されば所謂原資償却主義經營實費主義に依る此の公益企業の統制法は、嚴密して今尙特に前掲自動車専用道路の外一般に港灣及渡津(道路法第二條第一號に該當せざる)に關する公私の施設は素より航空又は水利に依る舟筏等の運輸企業を支配してゐるのである。故に、埠頭、船渠、貯木場、繫船岸壁、物揚場、上屋倉庫の類雖も、苟も一般の使用に供せらるべきものなる以上は、此の太政官布告の適用を排除する特別法の存するなき限り、悉く之に依るものとして、著しき公益企業なりと謂はなければならぬ。又國有鐵道又は郵便、電信、電話(無線電話)等の如くに夙に國の專業に屬せしめられてゐるものも、其の準據法の何たるかは、別問題として、均しくは公益企業の範疇に屬するものを見るべきであらう。

由之觀之、我國法上に於ける公益企業としては、普通に、上水供給事業、瓦斯及電氣の供給事業、鐵道、軌道索道又は乗合自動車に依る運輸事業なりと解せられてゐるが、之は既に今日迄に意識せられてゐる社會通念上に於ても甚だ狹きに失する解釋なりと謂はねばならぬ。

要之、我國法上に於ける公益企業の地位は一面に在りては、「權利宣言」に基く憲法に準由せる土地收用法の法系に、公益事業の重要性を認識せる社會通念の法化したる爭議調停法を宗として、各種公益事業に對する特別法の上に種々の經緯を詳らかにして、其の社會的職能に資ふの權利義務を明らかにすると共に、他の一面に於ては此等特別法上に於ける企業としての規模を審按して、之を技術上及經濟上の要求に基きて檢校し、別に之を自治制の機構上に照らして、企業の形式に、之が運営上、其の社會的職能に資ふの機能を充し得る所に、其の眞の企業體様を闡明にし、且つ此の企業に對する公けの統制見地に亘りての國及公共團體の使命上に於ける作用が、如何に行使せられつゝあるかを檢しなれならぬのである。(今本稿は此等の點に觸れず得ざることを遺憾とする。)

第三 我國に於ける公益企業の現在と其の將來の展望

(一) 公益企業の地位 顧て我國に於ける公益企業の現在を一瞥するに、商工省會社統計丈に依ても、我國に於ける農業、商業、工業、鑛業、運輸業及水産業に従事する會社數は四萬を超え、其の拂込資本及出資の總額は百三十二億に垂んとしてゐるが、此の中ち約四十二億即約三分の一は、實に電力界に投資せられ、約二十億は運輸業に投資せられてゐるこいふ事である。此等が、必ずしも公益企業の規模を示すものとはいへないが、又以て

大體の地位は之を窺ふに足るであらう。「日本都市年鑑」に依れば此の中心(一)其の電氣供給企業に投資せられてゐる固定資本は、總額三十一億二千四百八十八萬二千六百三十七圓にして(年鑑二九〇頁乃至三〇七頁)、(二)其の軌道及地方鐵道企業に對する投資は、總額十一億二千九百五十八萬六千六百八十三圓である(年鑑三四八頁市營電車事業に六九頁以下都市經營電車事業に)。之は、勿論大數ではあるが、我國に於ける都市に關する公益企業の、總企業上如何に重要な地位を占むるかを知らしむるであらう。

以上は公益企業の一例に過ぎないが、此の企業が、如何に多數の市民大衆の日常生活に、無限の功益を與へてゐるかは、之を推知せしめ得ると思ふ。然るに此等の企業に付之が經營者の公私別を觀察して見るに、前者に在りては私營のものの約八十二%(公營中縣營に係るもの一六%五に占めて主として私經濟經營に依つて行はれつゝあるを知るのであるが、反之後者に在つては、公營と私營とは約半ばせんとするの形勢に在る(詳しくいへば、鑛中の計數に依り、別に計算したるものなり)を知るものであつて、私經濟經營の忽にすべからざるに共に、公營の重要性を痛感せしめられるのである。(水道の市營主義に依り、瓦斯の主として私營せられつゝあるは、公知の事)であるから之には言及しない。之に就ては「日本都市年鑑」關係事項參照)

(二) 獨逸に於ける公益企業 今試みに、獨逸に於ける企業界の趨勢を一瞥して見るに、獨逸では、世界大戰の影響から、殆んど平時の状態に復歸し得た年柄ではないかと思はれる一九二五年の六月に執行せられた同國の人口、職業及企業統計に依るに、普國に於ける企業總數百七十萬八千八百一中、私營約八十五%にして公營一四%強(外に公私經濟の協同經營即ち所謂G.W.U)と註せられてゐる。就中水、瓦斯、電氣の供給企業に關しては、

企 業 全 體			私 企 業			公 企 業		
企業者數	従業員數	%	企業者數	従業員數	同上對總企業従業員%	企業者數	従業員數	同上對總企業従業員%
五、九四四	108,000	100	四、一六六	二一、八五〇	10.6	一、六六九	七、七三三	七.6
三、九一五	1,347,410	100	六、六五二	二六、九四三	九.五	四、九六九	一、八二、一三三	八.6

備考 公私企業の外G.W.Uとして企業者數七九此の従業員數一九、九二八、其の總企業従業員に對する百分比一八%二八がある。

こいふ統計があり、又交通運輸企業に關しては同上事項に付

こいふ一表がある。

備考 此の場合に於けるG.W.Uは企業者數一三九、従業員數二六、五〇六、此の總企業従業員に對する百分比一%九九と爲つてゐる。乍併此の方面には七十五萬五千五百四十一人の従業員を有する國有鐵道及三十五萬六千五百九十七人の従業員を有する國有郵便の甚大なる企業が公營中に含まれてゐる事を注意しなければならぬ。此の二大國營企業を除算して運輸企業中の要目に關する統計を見ると、

(一)	1,338	26,506	100	139	26,506	100	139	26,506	100
(二)	110	51,676	100	110	51,676	100	110	51,676	100
(三)	五、四四四	1,347,410	100	五、四四四	1,347,410	100	五、四四四	1,347,410	100
(四)	三、九一五	1,347,410	100	三、九一五	1,347,410	100	三、九一五	1,347,410	100
(五)	1,176	1,176	100	1,176	1,176	100	1,176	1,176	100

となつてゐる。其の(一)とは我が地方鐵道に相當するもの、(二)とは軌道に相當するもの(街鐵、登山鐵道、懸垂電車、ケーブルカー、高架及路面下電車を含む)、(三)とは以上二號以外の旅客運輸業(乗合自動車)、(四)とは同じく貨物運輸業、(五)とは航空運輸業であつて、其の各々のG・W・Uに依るものに(一)に付ては夫々九二企業、一〇、八七一入、(二)に付ては一八企業、一〇、六八三人、(三)に就ては四企業一五八八人、(四)に就ては七企業、九〇二人、(五)に付ては二企業八七人の従業員を有し、其の各々の全企業従業員に對する百分比は、夫々三七・三%、二〇・二%、九・五%、一・八%、六・五%と爲つてゐる。之を前記水陸交通運輸企業全體の總括表と對照すると、以上各企業の地位を察する事が出来る。

又、其の總企業従業員數に對する百分比は三六%である。

此等獨逸の統計事實はDr. Kurt Joserich, Entwicklung u. gegenwärtiger Stand d. gemischt-wirtschaftl. Unternehmung in Wasser u. Gas Vereinigte Fachzeitschriften. XX. N. 9. に依る。

(此等の研究は、直接G・W・Uの爲めに爲されたものであるが、同時に偶々以て同國に於ける公益企業の地位をトするに足るものありと信じて借用した次第である。)

此等の事實を観るに、其の内容を一々説明するまでもなく、我國に於ける此の種企業の將來が如何に多望であるかを察せしむるに充分であり、且つ其の公企業の方面に、特に一段の期待せらるべきものあるを懷はしめざるを得ないのである。

(三) 公益企業發達の趨向 獨逸では無論一面には政情其他種々の關係から夙に都市行政の當局が Municipal Socialism を信條として、他の一面には Marx 一派中所謂科學的社會主義を奉ずるに至りし政治勢力

と相俟ちて、組合の傳統精神 (Genossenschafts Idee) を追ひ、V. Stein に依つて創始せられた地方自治制の運用に任じつゝある間に、遂に普國憲法 (第七十二條) に於て「州は、法律に従ひ自己の機關に依り(一)獨立して、法律上の義務に屬し若は任意に自治の任務なりとする事務及(二)國家の執行機關として委任せられたる國務を行政管理する」旨の現定を定立するに至りたる彼國(普國市制草案亦同一趣旨の規定あり、市は公法團體 (Öffentlich-rechtl. Körperschaft) と稱し、自己の責任に於て市の義務に屬し又は任意に擔當する自治行政事務並指圖に従ひ執行すべき委任事務を管理する旨を定めてゐる。尤も其の所謂自治行政事務の範圍に付ては、現行草案は明らかにされてゐないが、最初の草案には、市の自治行政事務とは、其の責任を以て法律に依り行政を擔任し若は法律上他の機關に留保せられざる事件にして、任意に自ら營まんとする事務にして、地域共同團體の一般福祉 (Gemein Wohl) の爲めにする事務なりとする所と、案選新市町村制の制定に當り、例へば Edmund Fischer 等が「一場の政治論に過ぎないが、モクラシーの特徴……は國民が法律に關しては、自己の掌中に行政を掌握するといふの義に於て、決定する以外に求むべきではない……自治行政は、本質デモクラシーである、自治行政とは即ち國民自身に依る一切の共同事務の管理なりといふべきである。……然るに國民の選舉に成る議會若は其の委員會、政府、内閣の如きが一切の行政事務の管理に任じ及之を指導するに於ては尙未だ國民のデモクラシーでもなければ、其の自治行政でもない」といふる所などを併せ考ふれば、其の法律上の概念に付ては随分と議論のある様ではあるけれども、略ぼ之に關する輿論の大勢は窺知する事が出来ると思ふ。vgl. Peters, Grenzen der kommunalen Selbstverwaltung in Preussen, 1926. Nawatsky, Bayr. Verfassungsgr. Note, Die Neuordnung der Städte-u. Gemeindeorganisation in Preussen, 1930) 我國には、必ずしも日を同じくして論ずる事は出来ない。乍併自由主義思潮の旺盛時代に着々として公益企業の公營主義に赴き、其の勢の滔々として、底止するを知らざるが如くに見えた英國に在つても、かの Smith, Ricardo 等の經濟主義に立ちて Lord Arbuthnot の有名な Industrial Freedom League を爲り、其の公營主義を粉碎せんとして世に問ひたる名著 "On Municipal & National Trading (1906)" の公にせらるゝありし(此の書は、獨逸に在りても、間もなく, Schiff に依りて "Staat u. Stelle als Betriebsunternehmer" と題し翻譯せられたが、Municipal Socialism に反省を促さんとして柏林大學の Ehrenberg 教授に依りて、獨逸自治行政研究上好著なりとして推薦紹介せられたもの) が結局之に依りて公營事業當局に市民一般の關心を促がし、公營の動もすれば墮し易き弊を除かしむる方面に働いて、其の後却て愈々公營主義を確認せるに至れるが如き觀がある。

同じく米國に在りても近時著しく公營主義に赴きつゝある事は、世人の夙に熟知せる通りで、佛、伊、奧、瑞諸國の事例と共に今更喋々の辯を須るべしと思ふ。(歐米諸國に於ける公益企業の趨勢に就ては、都市問題第七卷第四号、及都市問題第十一卷第二號及第三號、本會研) (號「市營事業特輯」號二〇九頁以下、弓家、岡野、小倉等同人の紹介、及都市問題第十一卷第二號及第三號、本會研) (號「市營事業特輯」號二〇九頁以下、弓家、岡野、小倉等同人の紹介)

(四) 我國公益企業界の將來 公營事業發達の原因としては、一般にトラデションの力強きに居るは勿論であるが、其の都市の膨脹發展に刺戟せられる事もあり、殊に地方自治の運用に依る自治思想の向上が、外國の實例と理論の趨く處を批判して提唱する一國內に於ける學者の學說と相俟つて、市政當局のイニシアチヴに基く發案なり、輿論を指導する地位に在る諸勢力の政策綱領等と合致して、自然に發達を見るに至る事は諸國に於て觀察せられる處であり、我國にありても、過去の發達が同様の要因に依りて促進せられつゝあるを信ぜしむるのである。加ふるに最近經濟界の推移に依りて各地に意識せらるゝに至りし公益企業界のサーヴィス殊に其の値上又は値下問題又は之に關する行政廳の處分等を通じて、市民の關心を強く刺戟したるの一事は、著しく此の方面に於ける世間の視聽を惹けるが如き觀あるが故に、所謂無產政黨の進出に依る此等大衆の生活問題に對する各種の言論は、未だ著しき反響ありとも見えないが、結局一面に於ては、公營事業の健全なる發達を促すと共に、公營企業全體に關する社會通念を構成して、益々全局の企業界の發達を遂げしめつゝ、事情の許す限り合理的に其の社會的職能を保障して、之がサーヴィスを公正に導くに至らしむる事であらう。そして既に農工銀行法の如き地方公共團體に手近の法制に於て、府縣の持株を認め、從て重役の選任に就ても、府縣知事をして相當の勢力を持たしめ、且つ又府縣の官吏をして其の業務の監査にも與らしめてゐる事は、遂に一般に地方公共團體をして、特に

都市に在りては、都市計畫法の運用に依り一體の都市計畫觀念を強く意識せしめたる事は、期せずして都市をして其の交通、衛生、保安及經濟等に關する都市其の者の發達を支配する重要な施設が一定の都市計畫に基きて完全に統制せられざるべからざる事を結論せしむるを豫期し得られると思ふ。

(五) 公益企業形態の將來

切りに何人も豫測するを許さざることで、何事も、企業界の現狀を實査し

て、社會通念の趨く所を精密に測定するに非ざれば、斷言するを憚る次第であるが、以上の事から一應の推測を試むれば、大體論としては事苟も都市計畫施設に屬する限りは、(一) 公營事業としては、或は市の力に依り(伯林の例の如くに)或は關係市町村の協同に依り(London が軌道をカウンチ・カウンシルに於て經營する如き、或は伯林の一例である)若は此等の自治體と府縣との協力に依り一層有效適切に企業し得べからしむるか、或は(二) 其の私人の手に依りて經營せられつゝあるものに對しても、一體の都市計畫を構成するの觀念の下に、例へば米國に於ける Cleveland Plan (市に軌道業の監督に關する特別の有力なる部局設置せられ、企業者の支出、減價積立を檢査し、並其のサーヴィスの適正に關する指圖を爲すの職權を有せしむ。Santors, in National Municipal Review, Feb. 1921)の如き制度の發達を促すか、或は Boston Plan (關係區域内の總企業を知事の任命に係る五人の受任者を置き、Chap. 159 に依る)の如き制度の發達を促さずんば歇まざる様にもなるかも知れない。そして此の様に社會通念が動いて來る様になれば、(三) 都市計畫の内容を構成すべき公益企業に關する限りは、之に對する公共團體の關係は、農工銀行に對する府縣の關係以上に、公益觀念と企業概念との發達を促して、之に對する公共團體の補助、助成は素より、投資も、公共事務の尤なるものとして是認せられざるを得ざるに至るは勿論、遂には之と同時に、(四) 其の公益企業と、公共團體との協同に依る圓滿なる企業形態が、所謂 G. W. U. の如き形式に於ては發達を促

すに至るのではないかと竊に考へらるゝ節もあるのである。

以上は、ホンの大體の輪廓に過ぎないが、公益企業としては、斯の如き方面に、公私兩面の企業が、其の企業の存在の本質たる社會的職能性の下に規律せらるゝ所に從ひて公私協調善處する所に、之が健全なる發達を導かざるべきものと思つてゐる。

第四 公益企業制度の現在と之が實證研究の必要

(一) 制度の現状 此の企業の將來が、果して如何に展開するであらうかは、無論種々の條件に繋がつてゐる。併かし其の何れの方に展開するにしても、今日は尙ほ第一に、前掲の如く、公共團體の設置すべき本來の公共任務に屬すべき所謂營造物系統に關する行政の重要地位に在るべき公共施設に雖も、原資償却經營に依る實費主義を目安として、地方有志の篤志に訴へ、便宜會社組織として、一種特別の不徹底極まる變態組織を、明治初年の太政官布告に依り辛うじて運用してゐるものもあるといふ風である。第二に憲法發布以來明治二十三年二月の制定にかゝる水道條例(法律第九號)、同年八月の制定にかゝる軌道條例(法律第七十一號)を始めとして、其の後、其の時々社會需要に應じて種々公益企業に關する各種特別法の發布を見るに至り、中には既に時勢の趨く所に從ひて幾回かの改正を経たるあり、現に今期の議會にも改正案を政府案として提出せられたるもあり、或は將に提出せられむとして専ら政府の各部局に於て法制局の審査に附しつゝあるものもあると聞くが、今や全く公益企業に關する公私兩面の法制は現代都市生活の公需に對して、都市計畫法眼に適從せる施設經營を進むる能はず、

又其の社會的職能上に於て必要なりとする社會通念上の要求を基準として妥當なる統制を爲す能はず、公私の企業共に都市の公需を充すに足るの經營を進むるに由なしといふ風で、公益企業は、正さに法鎖に緊縛されて、時運の發達、時務の要求に契合する能はずといふ苦境に沈淪してゐる。第三に、此の方面に於ては、特に期待されるべき公營事業が、企業概念を眼中に措かざる公共事務本位の自治制に縛られてゐる事、一面に於ては、公共團體(或は國も)、此の方面に自ら私人と共に企業者の地位に就いてゐる事が國家と共に公共利益の保障に任じて社會要求を充足する爲めの統制力を善用發揮すべき地位に在る公共團體の、統制機能を著しく鈍らしてゐる事は、特に注意を要する點である。

公營事業に於ては、今や全く手も足も出でず、其の企業は全く行詰つて仕舞つてゐるに一般に言はれてゐるが、其の原因としては、近時に於ける公營事業成績の財政方面に於ける不成績の曾て Arebury が指摘せるが如き經營上の無能に負ふ所も少くはあるまい。政治勢力の影響なり經濟界の打撃に因る直接間接の種々の要因も大に手傳つてゐることも拒み得ないであらう。乍併若し此の企業の公營が自治制上の運用としては認せらるゝに至りし以來、社會通念の赴く所に從つて自治制上に於て之に備ふる適切な措置を講じたりしならんならば、必ず、公營事業なるものは能く都市の健全なる發達を導きつゝ立派に、有能に、企業としての發達を遂げしめて我國に公益企業の公營を普及せしめ、能く市民の公需に契合せるサービスを提供し得て、建設改良、擴張の事も、堅實に普遍洽及する事を得てゐる筈ではなからうか。蓋し、自治制の鐵鎖に對しては、身、市町村の行政當局たるに、一市民たるに拘らず必ずや、何れか一日も早く適正なる改正の行はれん事を庶幾つてゐるに違ひない。

(二) 公益企業實證研究の必要 然りし雖も如何なる方面に於て現行制度は、公益企業の發達を沮害しつゝありや、之が經營に關する社會通念の動向は如何、之に關する制度上の展開は、如何に之を策すべきか等の根本問題より經濟技術の要求を審案して公益企業政策の確立を圖るにはどうしても、制度及經營の實際に互りて、徹底的に之が實證的研究を経た上でなければ、何事も素りに理論や、イデオロギーの上から提言するのは素より禁物である。然るに時なる哉、偶々昭和五年十一月十七日京都市に於て開會せられた第九回大都市事務協議會に於て東京市よりの提出に基づきて、「大都市に於ける公益事業の整備統制に關する法律の制定を期する爲左案に依り該制度の研究調査並成案作成を期する事」。こいふ議題が、左案の如き實證研究を基礎とする調査執行案に依りて決議せられたのであつた。

一、財団法人東京市政調査會に本件に關する研究立案一切を委嘱するものとす

二、六大都市は各々一名以上の代表者を出し公益事業調査委員會を組織し相互に連絡統一を圖ると共に東京市政調査會との交渉連絡の任に當らしむるものとす

三、東京市政調査會は大略左記の如き計畫に基き本問題の調査研究立案の任に當るものとす

(一) 自昭和五年十二月至昭和六年五月

(1) 大都市に於ける公益事業の實證的研究

(2) 中小都市に於ける公益事業の實證的研究

(3) 世界各國に於ける公益事業關係法制の研究

(二) 自昭和六年六月至昭和六年十二月

(1) 第一次研究の結果審査

(2) 第一次研究に基き公益事業法要綱の立案

(3) 六大都市關係者學者經驗家を加へ法律案要綱の審議

(4) 法律案起草

尙右理由として掲げられた處に依れば、

現代大都市に於ける電気、瓦斯、軌道、乗合自動車等の如き公益事業は大都市の施設事業中最も重要な地位を占むるのみならず市民日常生活の福祉増進上極めて喫緊なる事業なり、之が整備統制に關しては一日も忽にすべからざるは勿論、輒近急激なる膨脹を示せる此の種私營公益事業に對しては此の際適當の對策を講ずると共に公益事業官公營方針に就ても亦一段の検討考究を爲すの必要あり。

こある。此の結果として此の案は本會に委嘱せらるゝこゝ爲つたのである。兎も角、公益企業の重要性が認識せられて其の健全なる發達に寄與する爲め、岡目八目の机上批判より、實證研究に進出し得る事になつたのは實に意義深しといふてよい。

(三) 大都市側の調査要目

本會は乃ち審議を凝らしたが、夙に其の時務として急須なるを認めてゐた事でもあり、本會の創立以來多年の拮据經營漸く公邊に認められた事に感動したものゝ責任の重きを痛感した事ではあつたが、此の意義深甚の附託に背くべきに非らずして、快諾するに決したるを以て、前記六大都市關係者の參集を求め(昭和六年一月三十日、三十一日)、六大都市側の要求を逐一聴取して、其の趣旨を詳らかにし得たるを以て、本會としての調査研究基礎案を示して其の意見を質したるに、満場一致可認せられたるに依り、本會は茲に二月十三日より此の調査に任ずる事を爲つたのである。當日六大都市側より本會に提示せる調査要目は、

- (一) 我國に於ける公益事業整備統制に關する調査上左記事項等に關し調査資料の提供
 - (1) 現行制度の研究、(2) 外國に於ける制度の研究、(3) 公益事業の公私別經營の實證的研究
 - (二) 我國に於て適用し得べき公益事業整備統制の方法及形式の考究
 - (三) 我國に於ける公益事業整備統制に關し制定若は改正を要すべき法制の考究及立案
 - (四) 公益事業の市營上改善を要すべき事項の考究及改善方法の調査
- の四項であつたが、其の調査すべき公益事業の範圍としては、

(一) 上下水道事業、(二) 瓦斯事業、(三) 電氣供給事業、(四) 一般交通の用に供する鐵道及軌道事業、(五) 乗合自動車運輸事業(荷物輸送を含む)、(六) 自動車専用道路事業、(七) 河川運河運輸及港灣事業、(八) 市場及屠場、(九) 其の他(市營金融機關等)であつて、其の調査並成案作製に就ては、理想に偏する事なく、實行可能を主眼とせらるべく、成案は單行法の作製又は現行法の個別的改正並補足的法律の制定等時宜に依りて決定の事とし、調査要綱としては、特に

- (一) 公益事業經營形態に就ては
 - (イ) 原則として公營主義を認むべきか、(ロ) 公私混交經營制度確立の要否、(ハ) 私營を認むる場合の範圍、(ニ) 私營公益事業の強制買收制度確立の要否、(ホ) 公共團體の共同經營は現行制度にて可なりや、(ヘ) 公有公益事業を私人又は私法人の委任經營に移すの可否、(ト) 國營及公營併存の場合に於ける處置
- (二) 私營公益事業と市町村との關係に就ては
 - (イ) 現行制度の缺陷、(ロ) 私營公益事業に對する一定の規制權を市町村に與ふるの要否、(ハ) 私營公益事業の特許認可及許可に就ては地元市町村の意見を尊重する途を講ずるの要否、(ニ) 報償契約の價值效用、(ホ) 市町村の出資を可能ならしめ内部的に監督する途を開くの要否、(ヘ) サーヴィス、料金設備等に關する決定強制等の處置方法、(ト) 私營公益事業の利益に一定の制限を定むるの要否、(チ) 私營公益事業に對し課すべき公納金特許料其の他の種別標準、(リ) 市町村と私營公益事業との間に協はざる場合又は爭ありたる場合の調停裁定の方法
- (三) 公益事業の豫算會計制度に就ては

- (イ) 市町村財務規程の改正、(ロ) 豫算式統一の可否、(ハ) 會計制度の改正、(ニ) 公益事業會計に於ける特別會計の要否
 - (四) 公益事業の財政制度に關しては
 - (イ) 國の助成方法の改正、(ロ) 起債許可制度の變更、(ハ) 減價償却の方法
 - (五) 公益事業委員會設置の要否及其の機構、權限、運用
 - (六) 公益事業に於ける勞働爭議の調停及規整
- に關し、調査立案せられむことを望むこの事であつた。

(四) 東京市政調査會の實證研究案

大都市行政實際家の此の調査に期待する所は、前記に依り明らかであるが、本會としては、豫て此調査の委嘱を受くるものこそば、公私孰れにも偏する事なく専ら此の種の企業の社會的職能に鑑み、之に對する健全適正なる社會通念を探究して、其の指示する所に隨つて、之に關する公私の企業をして愈々其の健全なる發達を遂げしむるに足るの具體案を確立するには、單に外國制度の比較研究を爲し、若は内外國に於ける學者の意見を彼此參酌するに依りて能事畢はれりこそばからざるは勿論、我國に發達を遂げたる斯業の現狀を、其の苦心經營しつゝある跡に察して普ねく之を實證的に研究考察を遂げたる上、之に對する公正なる觀察の自ら指示する所に從て、始めて之が、指針を案出し、現行制度の由て來る所以を公法私法兩面に互りて之を政治經濟及技術の純正なる立場より審按して、些の臆斷を加ふる事なからしめ、衆智衆議克く正大なる社會通念を索むるに誤らざるを緊切要件なりと認めたるに依り、關係各方面の實證的意見を質さん欲して豫め質疑要項凡そ七十條項を立案して用意せるに依り、之を示して諒解を求めた次第である。

本會が、今回本調査の第一着手として先づ、其の質疑要項を公表して官公私各方面の先覺の士に、協力を求む

る事にしたのは、大要以上の経過に依るのである。然るに此の事たる學海に實際企業家は勿論都市問題に興味を有する向の一大關心事で、諸般の都市問題研究に一時期を劃するに至るものではないかと思ふから、私としては此の機に、大方各位が、本會の微意の存する所を諒せられて、夫の事項に付き、各公益企業の全局に互り、技術、法制、經濟の三方面より、親しく企業の實際に於て經驗せられ若は検討せられたる處に依り、高見を開示せられて、本會の調査を嚮導せられむことを懇囑する次第である。

第五 公益企業の經營に關する東京市政調査會の質疑要項

公益企業經營の實證研究に對する本會の質疑要項を抄録する事左の如し。

第一 一般的事項

一 供給企業（水、瓦斯及電氣の供給）及運輸企業（鐵道、軌道又は自動車に依る運輸）以外に、現に公益企業として經營しつつある事業及將來公益企業として經營するを妥當なりと認むる事業の範圍を研究して公益企業の概念を明らかにする事。

二 右に依り現行制度を案じて一般に公益企業の準據と爲るべき綜合法制定の要否を檢證したる上、通法の要項たるべき公益企業の原則的事項を抽出する事。

第二 企業の形態に關する事項

三 各種公益企業の實績に徴し公營と私營との優劣長短を究明し、且つ技術、經濟及法制上の見地より公益企業

の種別に依り企業形態上に適否の別あるかを觀察する事。

四 企業界に於ける實際を觀察して公益企業中特に分化的經營を可能とし又は適切なりとするものありや否やを檢討して之が價值を判定する事。

五 公益企業は如何なる場合に公營すべきやを過去の實例に付て之が真相を究め、特に私營事業を公營に移したるものに付公營決定の當時豫期せざりしが如き事實の發生を見たる事なきやを明らかにし、將來公營上の計畫に善處する事。

六 公益企業の合併又は組織變更に關する現行法制の適否を審かにする事。

七 私營を公營とする場合に於ける現行強制買收制度の是非を按じ、特に法定することを要する主要買收條件に關する基準案を得る事。

前項に關聯して私營事業の市町村買收價額並補償金額に關しては主務官廳の裁定を以て終局とする、之を行政訴訟事項又は民事訴訟事項として出訴に依り決定せしむるの是非を審かにする事。

八 公益企業に關する特許の期限、若は失効條件の適否を審かにして其の期限の満了若は失効條件の發生に依り無條件に當該事業を公營に轉換するのは非得失を明らかにする事。

九 公益企業の起業及經營上の機能を完からしむる爲め特に公私協同企業（G・W・U）の經營形態を認むるの要否を實證して特に之が企業主體としての適格と之が企業管理の形式並之に對する國及公共團體として必要なる監督方法を審按し、之が準據法の法系を明らかにして關係法令改正の要否を究め、且つ此の企業に適當なる

公益企業の種類を挙げ、此の企業の経営を強制するの必要ある事業ありや否やを検討したる上、國又は公共團體としての助成に關し之が適度を考察する事。

前項に關聯して私營の公益企業に對する公共團體の出資（特に株式）を認むるの可否を按じて之が準據と爲るべき事項を研究する事。

一〇 地方公共團體相互の間に公益企業の共同經營を爲すに付現行制度上障礙ありと認むる事項を指摘して之が改善案を提示する事。

一一 市町村有公益企業を私人若は私法人をして委任經營を爲さしめ又は私有事業を市町村に於て經營することの得失利弊を審究して之が委任代行の條件を案出する事。

第三 經營權に關する事項

一二 公益企業の起業及經營の特許に關し、事業獨占の認否に付著しく事業の如何に依り態様を異にする現行法の主義の適否を審究して妥當なる對案を開示する事。

前項に關聯して現に警察許可に屬する事業中特許主義に依るを妥當なりとするものの有無を検討して之が其の統制要項を立案する事。

一三 公益企業の特許に際し特許官廳が地元地方公共團體に對し意見を述べしむべき機會の附與に關する現行制度の是非之が運用の適否を審らかにして、其の關係地方公共團體の意見並之に關聯して別に表明し得べき市町村制に依る公益上の意見をして出來得る限り特許官廳の特許條件たらしむるの方策を立案する事。

前項に關聯して公益企業の特許に際し地元市町村のみならず廣く關係市町村に意見を開陳せしむることの要否を究めて之が關係範圍及開陳せしむべき意見の範圍を定むる標準を考ふる事、尙ほ公益企業の特許に際し地域並業種を同じくする既特許企業者をして業務擴張の機會を了知せしめ必要なる措置を講ぜしむる方策の是非を検して必要なる對策を立案する事。

一四 公益企業の起業及經營に關し特許出願の競合ありと看做すべき場合に付審究し、其の競願と爲りたる場合に於ける合理的處理の方針を明らかにし且つ之を法定するの要否を按ずる事。

一五 公益企業の特許に就ては事業の種別に從ひ地域的に包括主義に依るを可とすべきや或は例へば一路線一營業者主義の如く可分主義に依るを可とすべきやを究め、企業の經營上技術又は計理能力より一定の基準を法定するの要否及之が適否を案じて一定の特許基準を立案し、此基準に適合せざる既存公益企業の措置に付ても考慮する事。

一六 公益企業の特許手續は如何なる程度まで簡易化すべきか、特に市町村に對する特許に就ては市町村制との關係に於て如何なる規模とするを可とすべきやを考察する事。

一七 公益企業の特許官廳に關する現行制度の適否を實證して地方長官の權限より主務大臣の權限に移すべきもの又は主務大臣の權限より地方長官の權限に移す適當するものの有無を検し、若し主務官廳の變更を必要とするもの又は市町村長の權限に移すを是なりとするものあらば之を具體的に提案する事。

前項に關聯して特許以外の監督事項は如何なる行政廳に於て如何なる事項を處理するを便宜且妥當とするや

を究むる事。

一八 市町村が其の區域外に亘りて公益企業を經營する場合に於ける經營の實況に徴し、當該市町村をして例へば市制第一二六條所定の權限の如き行政權を他の行政區域内に於ても圓滿に行使し得らるべき途を開くことは是非並之が範圍に關する具體案を提示する事。

一九 供給區域の變更若は運輸事業の市内乗入又は市外乗出に關する從來の措置を審究して之が適切なる許可の基準を設定するの要否を明らかにする事。

二〇 公益企業の特許命令公告の可否を検して其の公示すべき事項及其の方法を提示する事。

二一 既得特許權を喪失したる事例に付其の失効の理由を究め企業者に於て特許に因る權利を行使せず若は義務を履行せざりしがために特に問題となりたる事なきや否やを調査し、特許を受けたる者が經營上不利なる理由に因り事業施設を爲さざるが如き場合に對する措置を考慮する事。

二二 特許を得たる事業に母子の關係に在る事業又は副業其の他事業の經營上必要なる兼業等に對し、特許事業に準じて之を公けの監督に服せしむるの要否を究め、之が妥當なる統制方法を按ずる事。

第四 事業施設に關する事項

二三 公益企業の特許を以て公物の使用、占用に付當該管理者の許可、承認を受けたるものとし又は土地收用に付之が事業認定に看做す便法の運用上公益上の支障を醸したるが如き實例の有無及其の措置に關する實證研究

を遂げ、之が向後に備ふるの方策を立案する事。

前項の場合に關聯して公物の使用又は占用に關し、料金を徴收しつゝあるものゝ料金決定の基準を調査し、其の理否に適否を審究する事。

二四 公益企業の施設に對し公益上若は國防等の爲め無償供用せしめ又は徴收を必要とすべき場合の有無を按じて斯の如き場合に應ずる爲豫め必要なる施設を強制し若は之が供用又は徴收及其の補償等につき法定するの要否を審らかにする事。

二五 公益企業の公營其の他公益上必要なる場合に於て行政廳若は管理者の爲すべき處分若は措置に關し各公益企業毎に必要と認むる諸事項を審按し（大正三年法律第三七號の場合を除く）、受命者が是等の事項を履行せざる場合に於ける強制方法を考究する事。

二六 國公共團體又は之に準ずるものゝ施設又は一般公益企業若は公益企業以外の他の工事又は行爲の爲め必要を生じたる當該公益企業に關する工事又は行爲に付ての費用負擔方法の適否を考證する事。

二七 公益企業用施設に公物に其の效用を兼ねる場合（例へば軌道敷き道路）に於て他に之が設備を利用する公益企業（例へば乗合自動車事業の如き）あるときは、公物並他の公益企業用施設の維持修繕に關し、管理者及公益企業を營む者相互の間に之が費用の負擔區分を如何に定むるを相當とすべきやを調査する事。

二八 公益企業の經營上現行土地收用法は如何なる點に不備缺陷ありと認むるやを検し、公益企業施設の爲め土地其の他の物件に對し加ふべき公用制限の範圍並場合を審究して之が公正なる補償方法を提示する事。

二九 公益企業の經營上現行市街地建築物法の制限ある爲めに受くる障碍の有無を檢し、斯法の缺陷を認めらるる事項あらば其の要項を提示する事。

三〇 公益企業經營上の諸施設保護の爲め一般に禁止若は制限すべき事項又は企業者に對し禁止若は制限を解除し又は免除すべき事項を各事業別に實證して其の要項を提示する事。

第五 事業經營に關する事項

(甲) 公私營共通の事項

三一 公益企業に對する國家の一般的助成に關する現制度の是非を、過去に於ける制度運用の跡に顧みて之を實證し、其の今後助成を必要とする程度に付立案する事。

三二 公益企業經營に關する統制を有能ならしむる爲め事業の豫算式を統一する要否を檢して之が具體案を提示する事。

三三 公益企業の創業費に對する監督方法を按ずるに共に、之が經營費に對する強制豫算制採用の要否を檢討する事。

三四 營業費に對する周到なる考慮拂はれざるために事業財政を惡化せしめ、供給及料金に惡影響を及ぼしたりを認むべき場合ありや否やを究め、將來之を保障するの方策を考察する事。

三五 各種公益企業に對する現行課税標準の適否を按じ、特に普通企業との比較に於て減税又は免税の要否並其の限度を攻究する事。

三六 公益企業の特許に對する料金徴收の可否を按じ、之が料金決定の基準を求め且つ之に依る収入は國及公共團體の間に如何なる基準に依り之が歸屬を定むべきかを示す事。

三七 公益企業の建設及改良の費途に充つる爲め如何にして如何なる程度に受益者負擔金制の活用を期待し得べきかを究明し、現行制度上改正を要すべき點を指摘する事。

三八 減價償却に關する現行の基準及方法を實證的に批判し、具體的に之が適正なる基準案を提示する事。

三九 公益企業經營主體相互間に於ける事業上の連絡共助、能率増進等に關する現行制度の是非を之が實施の跡に徴して審按し、向後採るべき方策を提示する事。

四〇 公益企業のサービスの常に適正に保障する爲め特に各種の企業に於て採りつゝある施設を審按し、特に
(一)保線其の他設備の保全故障の有無、サービスの適否、改善に關する特別機關の組織及其の規模 (二)従業員、設備、供給條件、事故防止等サービスの有能を保障し且つ其の合理化を圖る爲めの施設を檢して、之が改善案を提示する事。

四一 公益企業の料金の決定に就き採用しつゝある現行基準の適否を審按して、之が合理的基準を見出す事。

四二 公益企業の料金並供給條件に關する現行制度の利弊を檢討して、之が改善策を提示する事。

四三 公益企業の經營者又は従業員が行爲に關し現行刑罰法上特則を必要とする事項を審究する事。

四四 公益企業の特許條件又は報償契約の約款が外債其の他資金の調達物資の購買其の他に影響を及ぼしたる事例なきやを檢討する事。

四五 公益企業經營資金獲得の便宜其他公益企業用施設災害共済の爲め關係地方公共團體相互間に金庫其他の施設を設くるの要否を審究して、之が施設要綱を提示する事。

四六 公益企業の業務に關し責任の地位に在る者の兼務狀況を調査し職制を法定するの要否を考察する事。

四七 公益企業の業務監督の功過を審按して、特定の權限ある組織を法定するの要否を考察する事。

四八 物價の騰落が企業上に及ぼしたる影響を審究し、之に備ふるの對策を考案する事。

(乙) 公營事業に關する事項

四九 公營事業經營上の根本方針として採りつゝある主義（實費主義又は收益主義）の實際を檢し、其の孰れに據るを可なりとするかを各企業別に審究する事。

五〇 前項に關聯して收益の一部を一般會計に繰入れたる從來の實績を檢し、將來の合理的措施を提示する事。

五一 現行地方制度運用の跡に徴して、公營事業の經營上障礙ありと認むる點を指摘し、市參與制度、會計監查制度、監督制度、及各種經營に關する規程規程の新に則るべきものを詳細提示する事。

五二 公營事業の經營を圓滑ならしむる爲め（一）低利資金の融通（二）市町村債に對する與信の擴張（三）起債の援助（四）起債の適當なる緩和其他に付國家として採るを適切とする方策の要項を審案し、且つ公營事業の企業としての機能を完からしむる立法上の規模を按ずる事。

(丙) 私營事業に關する事項

五三 企業の經營上會社の増資並社債の募集に關する現行制度の運用に關する過去の實績が、其の本分とする使命を果さしむるに妥當なりしや否やを檢討する事。

五四 公益企業に對する國家並地方公共團體の支援は如何なる方面に如何なる程度に於て行はれつゝありやを檢し、之が將來の對策を按ずる事。

五五 企業者の社員又は株主に對する配當を制限するこの要否を檢し、從來報償契約等に依り利益配當の制限に服したるものに在りては其の制限の適否を審らかにする事。

五六 會社の兼業及他の事業に對する投資其他資金の運用に關する制限を爲すの要否を審究して、企業の經營上一般に是認すべき此等の場合及其の運用の限度を按ずる事。

五七 地方鐵道若は軌道事業に於ける優先株又は後配株制度運用の實績を按じて此等特別制度の適否を研究する事。

五八 鐵道、軌道、瓦斯、電氣事業特別低當制度運用の實績を審案して之が特別制度に付改善を必要とする事項を提示する事。

五九 企業者の事業上の事故に因る損害賠償債權を確保する爲め責任保險其他の施設を爲すべきことを命ずるの要否を審究する事。

第六 統制に關する事項

六〇 所謂報償契約及之が運用に關する實例を審究して之が將來に對する意見を提示する事。

六一 現行瓦斯事業委員會制度等の組織權限並之が運用實績に徴し、一般に公益企業の料金及供給條件の適正を

都市問題パンフレット

東京市政調査會發行
No. 2-4 は品切 送料各冊二銭

N 01	法學博士 小林 丑三郎 [再版] 都市財政の根本的改善	P. 25 10 Sen
N 05	法學博士 關 一 [再版] 市營事業の本質	P. 38 10 Sen
N 06	醫學博士 藤原 九十郎 [再版] 都市の塵芥處分問題	P. 37 20 Sen
N 07	法學博士 關 一 【再版】 下水道事業の經濟	P. 26 10 Sen
N 08	東京市政調査會 市會に關する制度改善諸案	P. 46 20 Sen
N 09	醫學博士 藤原 九十郎 都市の尿尿處分問題	P. 72 20 Sen
N 10	池田 宏 都市行政の人の後藤伯爵のおも のとし	P. 18 寫眞 1 10 Sen
N 11	谷川 昇 瓦斯事業市營買收論	P. 33 10 Sen
N 12	池田 宏 次田 大三郎 大都市制度論	P. 51 20 Sen

保障し、若は事業經營上惹起することあるべき諸種の案件調停等の爲め相當權限ある此の種の機關の法定を必要とするや否やを考慮し、特に斯かる機關の組織權限に關し提示する事。

六二 特に公益企業を都市計畫上の見地より觀察して之が統制の要否を審究する事。

六三 私營事業料金の減額並供給條件の變更に關する請求權を市町村に附與することの可否を審究する事。

六四 私營事業の經營に付企業者をして主務官廳より命令なき事項に對する當該市町村の理由ある請求あるべきは之が協定に應ずるの義務を負擔せしむるの要否及其是非を審究し、之が保障方法を提示する事。

六五 公益企業の監査に付ては例へば政府の會計に對し會計検査院あるが如き組織權限を有する獨立機關の認定に俟たしむる等企業の有能適正なるを終局的に保障すべき方策に出づるの要否を審究する事。

六六 以上各項の外公益企業に關し公私兩方面の法制上不備不十分なりと認め、若は缺陷ありとする事項を實證的に研究して之が對案を提示する事。(以上)

(本質疑要項は、前記の趣旨に依り、普ねく大方各位の實證的意見を蒐集して、正確なる調査の基礎と爲さんと欲する次第なるを以て、其の各方面に發送依頼せる原文は、約六十頁に互つて調査要項を分析彙類せるものなるが、御要求に依り何時にても頒呈、御記入を願ふ様、十分に印刷用意致し置けるに依り、何等遠慮するなく、進むで交付方を申出でられ、但し御面倒でも、整理上の都合あるに依り、住所姓名と共に、御職業成るべく詳細に御記入の上本會宛御申込を乞ひ。



東京市政調査會定期刊行物

日本都市年鑑

昭和六年 第一回版

呈郵本見容内・頁〇一七全・組横ボ九及號六判菊
錢七二料送留書・圓五金價定・入函製上最革背

月刊都市問題

等欄献文情事座講說解料資究研評論

手切錢二要呈郵本見・頁〇六一・組號六及ボ九判菊
半圓五共稅郵年一・半錢一料送・錢十五部一價定

纂編 會查調政市京東 人法團財

九〇六一七京東替振・内園公谷比日區町麴市京東

昭和六年三月二十五日印刷
昭和六年三月二十八日發行

都市問題パンフレット第十三號
定價 十錢

編輯者

財團法人 東京市政調査會

印刷者

東京市京橋區築地三丁目十五番地
北村恒次

發行所

財團法人 東京市政調査會
東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

刷印所刷印屋中



002

74